

|市町担当窓口一覧

耐震診断・耐震改修の支援制度の詳細に関するお問い合わせは、市町担当窓口までご確認ください。
※補助金の申請は必ず契約前に行ってください。

大津市	建築指導課	077-528-2774	高島市	都市政策課	0740-25-8571
彦根市	建築指導課	0749-30-6125	東近江市	住宅課 (診断・改修)	0748-24-5652
長浜市	建築課建築指導室	0749-65-6543		建築指導課 (ブロック塀)	0748-24-5656
近江八幡市	建築課	0748-36-5544	米原市	都市計画課	0749-53-5144
草津市	建築政策課	077-561-2378	日野町	建設計画課	0748-52-6567
守山市	建築課	077-582-1139	竜王町	建設計画課	0748-58-3716
栗東市	住宅課建築・施設係	077-551-1943	愛荘町	建設・下水道課	0749-42-8012
甲賀市	住宅建築課	0748-69-2213	豊郷町	地域整備課	0749-35-8121
野洲市	建築住宅課	077-587-6322	甲良町	建設水道課	0749-38-5068
湖南市	住宅課	0748-71-2349	多賀町	企画課	0749-48-8122

「点検商法」などのトラブルに注意しましょう！

「無料で点検する」と言って来訪し、点検した後に「今すぐ工事しないと危険」などと不安感をあおり、「今なら特別に安くする」と、巧妙に契約を勧めます。

■契約トラブルに関する相談は...TEL 0749-23-0999
滋賀県消費生活センター（月～金/9:15～16:00 土曜、日曜、祝日、
年末年始は除く）



本パンフレットに関するお問い合わせ

滋賀県交通まちづくり部 建築開発課 建築安全係
TEL. 077-528-4262 E-mail antai@pref.shiga.lg.jp

2008. 03 初版
2022. 05 改正
2024. 04 改正
2024. 10 改正
2025. 04 改正
2026. 04 改正

これで安心！

住まいの地震対策！

一木造住宅の耐震診断が**無料**で受けられます！

いつ・どこで
起こるかわからない！
地震の対策を！



耐震診断・耐震改修のすすめ	1・2
住宅の耐震診断	3・4
住宅の耐震改修・ブロック塀工事	5・6
耐震改修工事のための融資制度	7・8
耐震改修工事を安価に行うには	9
耐震改修促進税制	10
住宅の耐震改修補強事例	11・12
地震への備え	13・14
市町担当窓口一覧	15



耐震診断・耐震改修のすすめ あなたの住まいは大丈夫？

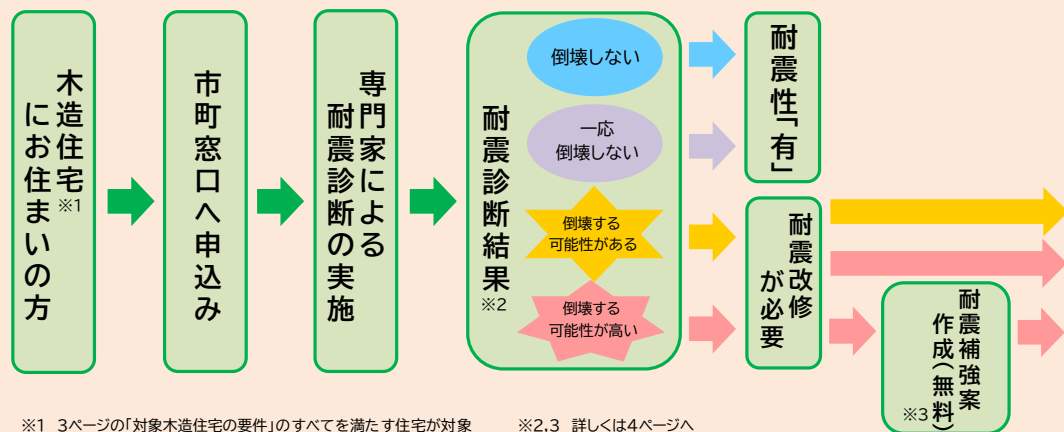


発生が予想されている琵琶湖西岸断層帯地震、花折断層帯地震、南海トラフ巨大地震などから一人でも多くの命を守るため、県では市町と一体となって木造住宅を中心に建築物の耐震化を進めています。

木造住宅の耐震診断

→詳しくは3ページへ

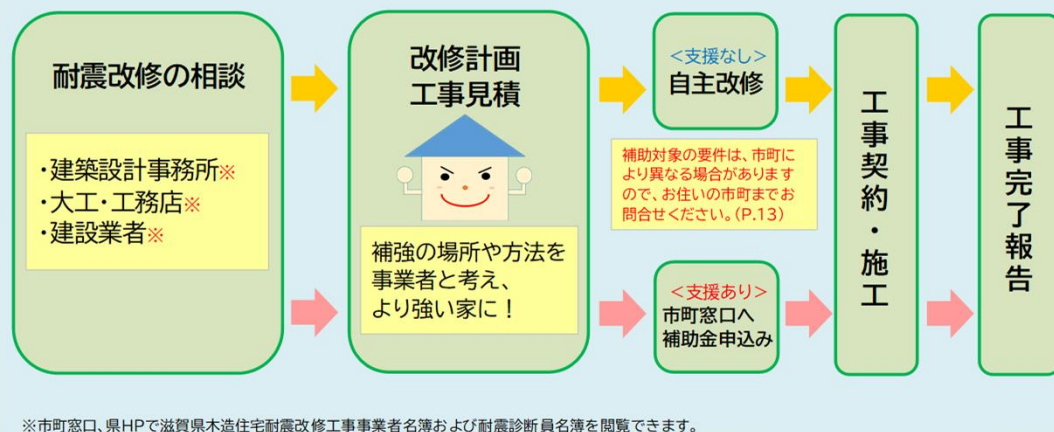
市町で無料耐震診断実施



木造住宅の耐震改修

→詳しくは5ページへ

市町による支援制度



自分の住まいを知る



自らの住まいの耐震性をチェック！

『誰でもできるわが家の耐震診断』 (自分でできる木造住宅の簡易耐震診断です)

この診断方法は、一般の方でも容易に耐震診断ができるように、(一財)日本建築防災協会によって作成されたものです。

この診断で、耐震性に心配ありの結果が出た場合や、詳しく診断したい場合は、専門家による診断を実施されるようお勧めします。

『誰でもできるわが家の耐震診断』は下記ホームページをご覧ください。

(一財) 日本建築防災協会HP
https://www.kenchiku-bosai.or.jp/taishin_portal/daredemo_sp/



専門家により耐震性をチェック！

自宅の耐震診断が無料で受けられる!!

3ページに示す「対象木造住宅の要件」を全て満たす住宅は、**無料**で自宅等の耐震診断が受けられます。

この診断は、滋賀県に診断員として登録された建築に関する知識と経験を有した建築士が、建築時の図面(現存している場合)や現地調査のうえで判断できる情報により行います。

住宅の構造が鉄骨造など木造ではない場合や、延べ床面積が300㎡を超えるものは無料耐震診断の対象となりませんが、この場合でも建築士による耐震診断が可能です。

この費用の目安として、約1,000円～2,000円/㎡を要しますが、一部の市町では補助制度がありますので、対象の住宅が存在する相談窓口(13ページ)にお尋ねください。

自分の住まいを強くする



耐震補強設計内容をチェック！

改修計画をたて、工事金額を算出

◇依頼した建築設計事務所や工務店に、以下の内容を中心に確認しましょう。

- ・住みながら工事をする場合は、大きな支障が生じないか。
- ・内訳明細書の内容と工事内容が一致しているか。
- ・別途工事が発生する可能性の有無

※信頼できる専門家に相談する、複数の業者から見積を取って比較するなどするとよいでしょう。

耐震改修工事をチェック！

必ず書面で契約しましょう

- ・補強する範囲は、業者の説明や図面と見積が合っているか。
- ・金額に間違いはないか。
- ・工事期間が希望どおりに設定されているか。

工事期間中は

- ・壁や天井の上、床下など補強箇所が工事完了後には仕上げ材で隠れてしまう部分を中心に、工事が図面どおりになされているか確認しましょう。

工事完了後は

- ・仕上げ材や工事で取り付けられた部材が図面どおりであるか確認しましょう。

木造住宅の耐震改修をされる場合、市町から補助が受けられます。

- (注1) 補助の対象となる住宅、工事などに要件があります。
- (注2) 補助を受けるためには、工事の契約前に市町から交付決定を受ける必要があります。
- (注3) 市町によっては、補助を実施していないことがありますので、市町担当窓口までご確認ください。

住宅の耐震診断

まずは**無料**でお住まいの診断を受けましょう！



無料耐震診断制度

滋賀県に登録された『滋賀県木造住宅耐震診断員』により無料で耐震診断を受けることができます。

まずは、市町の担当窓口にお問合わせください。

なお、各市町の耐震診断申込関係書類は各市町の担当窓口やホームページで入手できます。

また、県ホームページにも制度の概要をお示ししています。

県ホームページ： <https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/zyuutaku/317612.html>



●対象木造住宅の要件

- ①昭和56年5月31日以前に着工され、完成している。
- ②延べ床面積の1/2以上が住宅として使われている。
- ③階数が2階以下、延べ床面積が300㎡以下である。
- ④枠組壁工法、丸太組工法および大臣認定工法（プレハブ工法）等でない。

大地震はいつどこで発生してもおかしくありません

滋賀県に深刻な被害をもたらすと考えられている「琵琶湖西岸断層帯による地震」は、断層帯北部で発生する確率が我が国の主な活断層の中では高いグループに属しています。

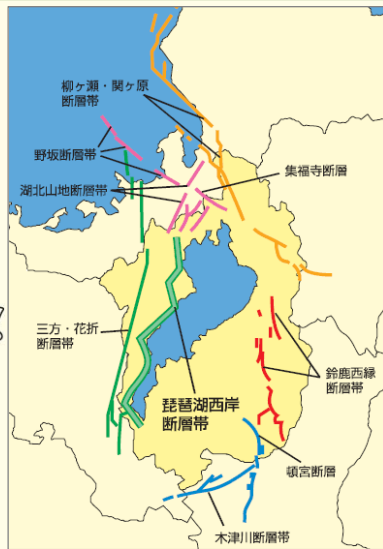
南海トラフ巨大地震も、滋賀県に大きな被害をもたらすと想定されており、今後30年間の発生確率が60～90%とされ、近い将来、必ず起こるといわれています。

自らの住まいの耐震性をチェックするため、**まずは、耐震診断を受けましょう！**



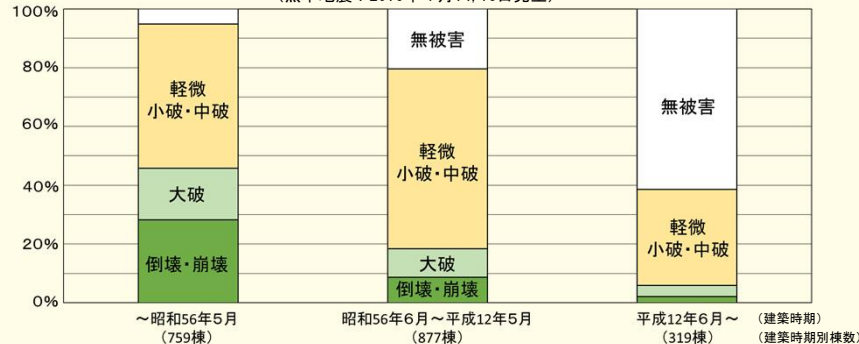
地震の発生は止められませんが、「耐震化」によって被害を大幅に減らすことはできます。

昭和56年5月以前に建てられた建築物は、現在の基準に比べて低い耐震基準で建築されているため、大きな被害を受けるおそれがあります。



熊本地震による木造の建築時期別の被害状況

(熊本地震：2016年4月14、16日発生)



※参考：「熊本地震における建築物被害の原因分析を行う委員会 報告書」国土交通省

耐震診断の流れ

市町窓口へ申込み

申込用紙に必要事項を記入の上、建築時期が分かる書類（固定資産税関係の写し等）を添えて各市町の窓口にお申し込みください。

耐震診断決定通知

耐震診断の実施が決定されると、お申し込みの市町から決定通知が届きます。

耐震診断の実施

決定通知が届くと、数日後「耐震診断員」の方から診断日程の打ち合わせ等の電話があります。

耐震診断の実施の際には、居住者の方への説明や聞き取りがあります。（注）診断当日は「立ち会い」をお願いします。

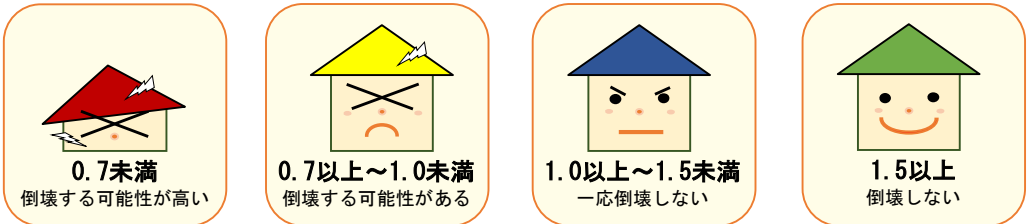
耐震診断結果の説明

耐震診断結果書は、診断員が作成後、第三者審査機関の審査を経て市町から郵送され、後日耐震診断員がご説明に伺います。

耐震診断の結果

（※）「上部構造評点」とは、一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」による上部構造評点および「精密診断法」による上部構造耐力の評点をいう。

上部構造評点（※）であなたの住まいの安全度がわかります。



耐震改修が必要です！

（上部構造評点が0.7未満であった木造住宅については、市町の支援制度があります。詳しくは5ページへ）

耐震補強案の作成と概算費用の無料算定

耐震診断で診断の結果、倒壊する可能性が高い（上部構造評点0.7未満）と判定された場合、ご希望により0.7以上に補強するための補強案およびその概算費用内訳書を作成します。

（注）過去の事例から算出した一般的な補強による概算費用の提供です。実際に耐震改修を実施される際、現場の状況に応じて異なる補強方法を採用される場合があるため、実際の改修費用との間に差が生じることがあります。



ここまですべて**無料**でできます！

さらに耐震改修等の補助制度もありますので、詳しくは5、6ページをご覧ください。



住宅の耐震改修・ブロック塀工事

注意：補助の内容は、市町や工事内容によって異なります。お住まいの市町の窓口にお問い合わせください。

木造住宅耐震改修等事業費補助（耐震改修工事・設計等への補助）

●対象木造住宅の要件

3ページの「対象木造住宅の要件」に該当し、耐震診断の結果、上部構造評点が「0.7未満」と診断された木造住宅

耐震改修後の上部構造評点を「0.7以上」に改修する工事、建替工事に伴う除却または更地にするための除却
※建物が損傷しても人命は確保するという（減災）観点から上部構造評点が「0.7以上」の耐震改修を補助対象としていますが、建物が倒壊する危険性が低くなるように上部構造評点が「1.0以上」とする耐震改修工事を行うことをおすすめします。

●補助金の額※1

住宅のある市町や工事の内容により補助内容が異なりますので、詳しくは市町担当窓口にお問合せください。

対象となる工事費	補助対象経費の80%
補助金額の例	上限115万円

※1 多雪区域に住宅がある場合は上記補助上限額が割増しされ140万円となります。

●制度上の留意点

- ①市町が指定する耐震判定機関で上部構造評点が0.7以上と評価を受けた「時刻歴応答計算」を用いた設計による耐震改修工事も補助対象です。
- ②対象となる耐震改修工事費が50万円以下の場合は、補助対象になりません。
- ③設計者等・施工管理者は、滋賀県木造住宅耐震改修工事事業者名簿に登録されている必要があります。
- ④工事、設計や工事監理の契約前に、市町からの補助金の「交付決定」を受けている必要があります。

耐震改修工事への割増補助

木造住宅耐震改修等事業費補助制度に併せて、以下のような場合は割増補助金が受けられます。
（木造住宅耐震改修等事業費補助制度の対象となる工事費が100万円以下の工事は補助対象外です。）

●主要道路沿い割増（補助額例：10万円/戸）

要件：県が定める緊急輸送道路沿いおよび市町が定める緊急輸送道路・避難路沿道の住宅を耐震改修工事等する場合

●高齢者世帯割増（補助額例：10万円/戸）

要件：65歳以上の高齢者を含む世帯が居住する住宅を耐震改修工事または建替工事を伴う除去工事をする場合

●子育て世帯割増（補助額例：10万円/戸）

要件：中学生以下の子を含む世帯が居住する住宅を耐震改修工事または建替工事を伴う除去工事をする場合

●避難経路バリアフリー化割増（補助額例：該当事業に要する経費の23%・上限10万円/戸）

要件：耐震改修工と同時に、住宅からの避難を円滑にするためのバリアフリー改修工事を施工する場合

●内覧会割増（補助額例：10万円/戸）

要件：耐震改修の工事中または工事終了後に内覧会を開催する場合

●県産材利用耐震改修モデル事業

びわ湖材を利用して耐震改修工事をする場合、その使用数量に応じて割増の補助が受けられます。

県産材利用数量は、「びわ湖材産地証明制度要綱」に基づき証明された数量です。また、「木の香る淡海の家推進事業」で材料費の助成を受けることもできます。

びわ湖材利用量	0.25㎡を超え0.45㎡以下	0.45㎡を超え0.7㎡以下	0.7㎡超
補助金の額	5万円	10万円	20万円

どのような支援制度があるの？



耐震改修補助の流れ

市町窓口へ申込み

申込用紙に必要事項を記入の上、必要な書類を添えて各市町の窓口にお申し込みください。

耐震改修補助金交付決定

耐震改修への補助が決定されると、お申し込みの市町から補助金の交付決定通知書が届きます。

改修工事の実施

補助金交付決定通知書が届いてから改修工事に着手してください。
交付決定前に着手(契約)すると、補助金を受けられなくなります。

工事完了報告・補助金請求

改修工事完了後、市町に完了実績報告書を提出します。完了実績報告書が審査された後、市町に補助金請求書を提出します。

※耐震改修設計や工事監理に係る補助の流れも上記に準じます。

ブロック塀等の改修・撤去工事について

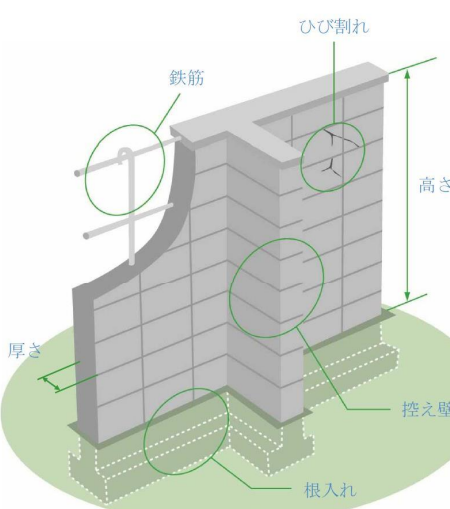
●ブロック塀等の改修・撤去工事への補助

- ・地震によって倒壊の危険性があるブロック塀等の改修や撤去の費用が一部補助されます。
- ・補助対象となる塀は、コンクリートブロック塀の他に、石、レンガによる組積造のもの等も含まれます。
- ・補助を受ける流れは、木造住宅の耐震改修補助に係る流れに準じます。

●補助金の額

対象となる工事費	6万円の場合	15万円の場合
補助金額の例	4万円	10万円

※ブロック塀のある市町により補助できる金額や対象とできる条件は異なります。



ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。
まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

- 1. 塀は高すぎないか
・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か
・塀の厚さは10cm以上か。（塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上）
- 3. 控え壁はあるか。（塀の高さが1.2m超の場合）
・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか
・コンクリートの基礎があるか。
- 5. 塀は健全か
・塀に傾き、ひび割れはないか。
- 6. 塀に鉄筋が入っているか
・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも 80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
・基礎の根入れ深さは30cm以上か。（塀の高さが1.2m超の場合）

<専門家に相談しよう>
組積造（れんが造、石造、鉄筋のないブロック造）の塀の場合
□ 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
□ 2. 塀の厚さは十分か。
□ 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
□ 4. 基礎があるか。
□ 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。
<専門家に相談しよう>
□ 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。

出典：パンフレット「地震からわが家を守ろう」日本建築防災協会 2013.1 より一部改

出典：「ブロック塀の点検のチェックポイント」国土交通省

耐震改修工事のための融資制度（リバースモーゲージ型住宅ローン）

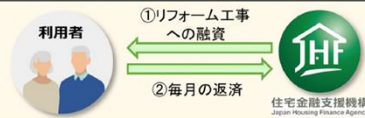
①リフォーム融資

- 住宅金融支援機構の融資制度であるリフォーム融資（耐震改修）は、借入申込時の年齢が満79歳未満の方（満79歳以上の方でも親子リレー返済を利用される方は申込み可能）など利用条件の間口が広く、高齢者でも借りやすい融資条件となっています。
- 満60歳以上（上限なし）の方が利用いただける高齢者向け返済特例では、毎月の支払いが利息のみとなるため、月々の負担を低く抑えることができ、また、利用者の死亡時には、一括返済が担保物件の売却によって元金を返済することになります。
- また、住宅金融支援機構と提携する民間金融機関において、高齢者を対象とした住宅ローンとして、毎月の支払は利息のみとし、元金は利用者の死亡時に一括返済する方式の「リ・バース 60」という制度もあります。（8ページ参照）
- 近年は、高齢者のニーズが高い商品として、利用実績・取扱金融機関ともに増加しています。

問い合わせ先：住宅金融公庫お客様コールセンター/0570-0860-35

制度の概要

- 〇 戸建て住宅の耐震改修・耐震補強を対象とした、個人向けのリフォーム融資制度。

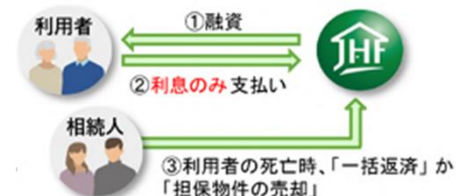


<融資条件>

融資の対象者		戸建て住宅（個人向け）	
			高齢者向け返済特例※
対応する金融商品		リフォーム融資（耐震改修）	
対象工事		・耐震改修促進法に基づき都道府県や市区町村の認定を受けた耐震改修計画に従って行う耐震改修工事 ・住宅金融支援機構の定める耐震性に関する基準等に適合させるための工事	
融資条件	融資限度額	1,500万円（工事費が上限）	
	融資金利（R7.3時点）	1～10年：1.30% ※ 11～20年：1.36% ※新優待団員に加入する場合	保証あり：1.07%※ 保証なし：3.30% ※（一財）高齢者住宅財団保証の場合
	返済期間	20年以内	申込人全員が亡くなるまで

<高齢者向け返済特例の概要>

- 高齢者向け返済特例とは、満60歳以上の高齢者が融資を利用する場合に、返済期間を借入申込み全員の死亡時までとし、毎月の支払を利息のみとする制度。通常の返済に比べて、月々の返済負担を低く抑えることが可能。
- 元金は、借入申込み全員の死亡時に相続人が一括返済するか、物件を処分することにより返済する。（ノンリコース型の場合は、売却代金が残債務に満たなくても、追加請求はしない）



出典：国土交通省住宅局「木造住宅の安全確保方策マニュアル」

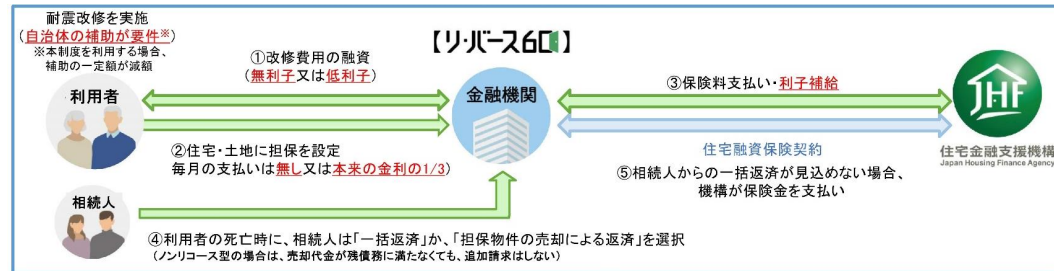
②リ・バース60

住宅金融支援機構と提携している民間金融機関が提供する60歳以上の方向けの住宅ローンです。毎月のお支払いを利息のみとし、元金はお客さまが亡くなられたときに相続人の方から一括してご返済いただくか、担保物件（住宅及び土地）の売却によりご返済いただく商品です。お申込みの条件や商品の詳細など取扱金融機関によって異なります。詳しくは取扱金融機関に問合せください。

※7ページ記載の「①リフォーム融資」の住宅金融支援機構が自ら提供するリフォーム融資とは別の制度となります。

問い合わせ先：住宅金融支援機構 カスタマーセンター【リ・バース60】ダイヤル/0120-9572-60

<制度のスキーム>



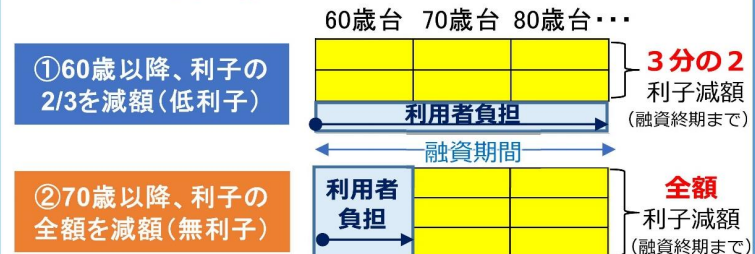
<利子減額幅のイメージ> ※取扱金融機関によって、実際のローン商品において適用される減額パターンは異なります。

申込年齢が70歳以上の場合

全期間、利子の全額を減額（無利子）



申込年齢が60～69歳の場合



出典：「国土交通省ホームページ」

住宅の耐震改修補強事例



工事内容・設計上の工夫

●建物の概要

- 【用 途】：一戸建て住宅
- 【延べ面積】：約90㎡
- 【建 築 年】：昭和53年
- 【構 造】：木造2階建て・軸組工法・日本瓦葺

●工事の概要

【工事内容】

- ・1階の間仕切り壁を減らしてバリアフリー化
- ・間取りの全面的な変更
- ・地震の揺れに耐える壁（耐力壁）の増設（1階：31か所 2階：13か所）
- ・内装解体後判明した損傷を受けた材料の取り換え

【工事費用】

約410万円（税抜 耐震補強工事のみ）

【行政からの補助等】

補助金：80万円

割増補助金：10万円（避難経路バリアフリー化割増）

その他：固定資産税の減額措置

【工事期間】

約3ヵ月（内装解体後の設計変更期間を含む）

【補強値（耐震診断による上部構造評点）】

	1階X方向	1階Y方向	2階X方向	2階Y方向
補強前	0.05	0.10	0.47	0.14
補強後	1.06	1.06	1.19	1.09

各階どの方向も補強値を0.7未満（倒壊の可能性高い）から、1.0（現行の耐震基準）以上に引き上げ

●コスト削減のための設計上の工夫点

- ・屋根の改修は行わない
- ・床や天井を撤去せずに補強できる工法を採用
- ・窓を設置した壁も補強できる工法を採用
- ・普段使用しない2階は、補強工事のみとし内装仕上げを省略
- ・住宅全体の断熱性能の向上のため、窓や戸以外の外壁は可能な限り気密性を高めた補強壁とする



改修前

『バリアフリー化など 全面的なリフォームと合わせて耐震補強』

補強工事の内容

改修前



一般的な木造住宅



内装解体後



窓や扉が多く、地震に耐える壁が少ない



拡大写真

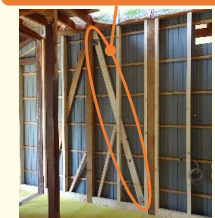


地震に耐える壁が少ない2階

耐震補強



蝕まれた筋違を交換



採光等を確保しつつ地震に耐える壁設置



地震に耐える壁設置



床や天井を解体せずに設置した補強壁

改修後



補強箇所は隠れてわかりませんが、地震に対して安全になりました！



地震への備え 準備はできていますか？

パンフレット「木造住宅の耐震リフォーム」(監修・制作：名古屋工業大学建築・デザイン分野 井戸田研究室ほか)をもとに作成

非常用持出品チェックシート 「非常持出品チェックシート」消防庁をもとに作成

●貴重品類

- ☐ 現金 (10円玉 公衆電話用)
- ☐ 預金通帳
- ☐ マイナンバーカード
- ☐ 免許証
- ☐ 判子
- ☐ 携帯電話の充電器
- 衛生用品 (感染症対策)
- ☐ マスク
- ☐ アルコール消毒液
- ☐ 消毒液・ウェットティッシュ
- ☐ 体温計
- ☐ トイレペーパー・ティッシュペーパー
- ☐ 歯ブラシ・歯磨き粉
- ☐ タオル
- ☐ ハンドソープ
- ☐ 除菌シート
- ☐ スリッパ
- ☐ ゴミ袋
- ☐ 使い捨て手袋

●避難用具

- ☐ 懐中電灯
- ☐ 携帯ラジオ
- ☐ 予備の乾電池
- ☐ ヘルメット・防災ずきん

●救急用具

- ☐ お薬手帳
- ☐ 胃腸薬・便秘薬・持病の薬
- ☐ 救急箱 (中身は以下8点)
- ☐ 消毒薬
- ☐ ガーゼ
- ☐ 傷ぐすり
- ☐ 絆創膏
- ☐ 脱脂綿
- ☐ ハサミ
- ☐ 包帯
- ☐ 体温計

●生活用品

- ☐ 厚手の手袋
- ☐ 毛布
- ☐ 缶切り
- ☐ ナイフ
- ☐ 携帯用トイレ
- ☐ ライター・マッチ

●非常食品

- ☐ 乾パン
- ☐ 缶詰
- ☐ 栄養補助食品
- ☐ 飴・チョコレート
- ☐ 飲料水

●衣料品

- ☐ 下着・靴下
- ☐ 長袖・長ズボン
- ☐ 防寒用ジャケット
- ☐ 雨具

●その他

- ☐ 携帯用カイロ
- ☐ 履き慣れた靴
- ☐ ロープ (10m程度)
- ☐ レジャーシート



常時携行品チェックシート 「常時携行品チェックシート」消防庁をもとに作成

- ☐ 懐中電灯
- ☐ 笛・ホイッスル
- ☐ 避難マップ
- ☐ 携帯食
- ☐ 大判ハンカチ・手ぬぐい
- ☐ 携帯ラジオ
- ☐ 避難カード
- ☐ 飲料水 (500ml程度)
- ☐ 携帯トイレ
- ☐ 常備薬

備蓄品チェックシート 「備蓄品チェックシート」消防庁をもとに作成

●食料品

- ☐ レトルト食品 (ごはん・おかゆ等)・アルファ米
- ☐ カップ麺・カップみそ汁
- ☐ 飲料水 (1日3リットル×3日分)

●生活用品

- ☐ 給用水用ポリタンク (日頃から水を溜めておく)
- ☐ カセットコンロ・カセットボンベ
- ☐ トイレペーパー・ティッシュペーパー・ウェットティッシュ
- ☐ ラップフィルム
- ☐ 紙皿・紙コップ・割りばし
- ☐ 簡易トイレ (できれば1週間分)
- ☐ 水のいらないシャンプー
- ☐ ビニール袋 (透明でないもの)
- ☐ ロープ
- ☐ エキスパート
- ☐ ほうき・ちりとり
- ☐ ランタン
- ☐ 長靴
- ☐ 携帯バッテリー
- ☐ ライター
- ☐ 洗面具
- ☐ 携帯型ラジオ
- ☐ 懐中電灯
- ☐ ゴミ袋



家が倒壊しても死ぬことはないと思う。

なぜですか？

木造住宅の2階と屋根の重量を合わせると**数トン～十数トンの重量**になります。これだけの重量が頭の上から降ってくるのに、死なないとする理由は何でしょうか？



アフリカゾウ (1頭約3t) 数頭が頭上に落ちてくるようなものです。

もう歳だからどうなってもいいです。

ご家族も同じことを考えていらっしゃいますか？

お孫さんが遊びに来られているときに地震が来たら？

あなたの家が倒壊したら、**ご近所に迷惑**にはなりませんか？

避難の妨げになりませんか？

あなたがいなくなっても**涙する人**はいませんか？

『あなたもこんな風に思っていないませんか？』

地震が起きたらすぐに逃げ出すから大丈夫。

無理です！

震度6弱以上では、**立っていることが困難**です。

揺れて家が傾くと窓や扉は間違いなく**開きません**。

床には割れたガラスや食器の**破片も散乱**するでしょう。本当に逃げられますか？

もうすぐ建て替える予定があるので。

建て替える予定が控えていれば、耐震改修する気にならないのはよくわかります。

でも、建て替えは**何年後**の予定ですか？ひょっとすると建て替える前に悲惨なことになるかもしれません。

大地震は待ってくれません。

一刻も早く建て替えてください。

耐震なんて保険みたいなもんでしょ。

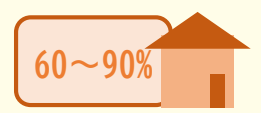
違います！

生命保険に入っても病気にかかる可能性が減るわけではありませんが、耐震改修をすれば地震によって亡くなる可能性は確実に減ります。

耐震改修は**まさかのための保険ではなく、命のための薬**なのです。



降水確率



南海トラフ巨大地震発生確率 (30年以内)

降水確率が70%なら、傘を持って出かけませんか？傘を持つように気軽なものではありませんが、地震に対しても事前の備えが大切です。